



# 令和9年度 国の施策・予算に対する提案の実施について

## 1 提案の趣旨

広域事務及び政策の企画調整事務の実施並びに分権型社会の実現等を目的として、国に対し提案を行う。

## 2 新規提案項目

### ○広域リージョン連携に基づく取組への支援

- ・広域リージョン連携に基づく取組への財政的・技術的支援の拡充
- ・産官学が連携した広域的プラットフォームの取り組みが加速するよう最適な専門人材等の紹介スキームの検討

### ○中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援

- ・事業承継・M&A 補助金の継続・拡充
- ・事業承継税制の特例措置の延長等、支援策の充実

### ○高校教育改革への支援の抜本強化

- ・新たな交付金制度の全体像の早期提示等
- ・改革先導拠点とその他の公立高校の格差を生まない交付金制度の創設

### ○関西の東西軸の連携によるポスト万博シティの推進

- ・播磨地域から夢洲、けいはんなを通して湖南地域を結ぶ関西の東西軸における研究・開発拠点間の連携強化に資する制度・技術・財政面からの支援

## 3 提案書の構成

### I 分権型社会の実現

- 1 我が国の「もう一つの極」としての関西の実現の実現
- 2 地方創生の推進
- 3 地方分権改革の推進
- 4 地方税財政制度の充実・強化

### II 広域的な課題解決

- 1 防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造
- 2 文化と観光で織りなす「創造の関西」の実現
- 3 日本の元気を先導する関西経済の確立
- 4 攻めの農林水産業の確立
- 5 脱炭素社会の実現とエネルギー政策の推進等

### III その他関西の重要課題

- 1 WMG2027 関西への支援
- 2 大阪・関西万博開催の効果を関西全体に波及させるための取組の支援等

## 4 今後のスケジュール

本日の協議結果を踏まえ、必要な修正を行った上で、5月中を目途に委員等による提案活動を行う。

# 令和9年度 国の施策・予算に対する提案(春提案)提案項目

## I 分権型社会の実現

**新規** : 新たに提案  
**修** : 提案文を修正【別紙参照】

### 1 我が国の「もう一つの極」としての関西の実現

#### (1) 首都機能バックアップ構造の構築

- ①首都機能バックアップ構造の構築の法律等への明記
- ②皇室の安心・安全
- ③民間企業等のバックアップ構造の構築等
- ④首都機能バックアップ構造の構築に向けた社会実験の実施等
- ⑤政府業務継続計画における代替拠点の具体化
- ⑥国全体の業務継続計画(BCP)策定とその推進

#### (2) 政府機関等の移転等

- ①政府関係機関移転基本方針等に基づく各種施策の早期実現及び施策の深化
- ②社会実験の推進
- ③国家機関の移転推進
- ④国出先機関の地方移管の強力な推進

#### ③(3) 関西への防災庁地方機関の設置

#### (4) 双眼型・多極型の産業再配置と事業継続力の強化

#### (5) 我が国の「もう一つの極」としての関西を実現する社会基盤整備

- ①空港の機能強化
- ②港湾機能の充実強化
- ③道路整備の推進
- ④リニア中央新幹線の早期開業
- ⑤高速鉄道網の整備に向けた調査の確実な実施
- ⑥持続可能な社会資本の維持管理の推進
- ⑦公共交通の維持等に対する支援
- ⑧在来線の高速化に向けた国の助成制度の創設等

### 2 地方創生の推進

#### (1) 人・企業・大学等の地方分散の推進

- ①企業の本社機能等の地方への分散配置促進のための税制措置等の充実
- ②市街化調整区域等における土地利用の推進
- ③大学・試験研究機関等の地方移転の促進

#### (2) 地域の魅力づくりの促進

- ①地域活力の再生に対する総合的な支援
- ②空き家の円滑な利用促進への支援
- ③大都市・拠点都市の戦略的な形成への支援
- ④多自然地域での心豊かな暮らしへの支援

#### (3) 少子化対策の抜本強化及び多様な主体が活躍できる社会の構築等

- ①ライフステージごとの一貫した切れ目のない少子化対策の充実
- ②全国一律の子ども医療費助成制度の創設
- ③幼児教育・保育の無償化の適切な実施
- ④多様な主体の社会参加促進や魅力ある働き方・職場づくり
- ⑤アンコンシャス・バイアスの解消

- ⑥外国人の受入れ環境の整備
- ⑦コミュニティ再構築への支援

- ⑧超高齢社会への対応

#### (4) 教育施策の推進

- ①学校給食費の無償化
- ②学校空調光熱費への支援
- ③質の高い教員確保のための施策の推進

**新規**

- ④高校教育改革への支援の抜本強化

- ⑤高等学校等就学支援金制度の拡充及び地方負担分への確実な財源措置

- ⑥高等学校等就学支援金事務手続の簡素化

- ⑦教育環境の充実

- ⑧高等教育の負担軽減

- ⑨インターネットの利用を巡る青少年の保護

#### (5) 中山間地域の生活環境確保（買物、交通、医療等）

- ①中山間地域の買物環境の維持・確保

- ②中山間地域における交通体系の維持・確保

- ③中山間地域における医療提供体制の確保

- ④中山間地域の生活環境確保

#### (6) 地方創生を支援する仕組みづくり

- ①地方創生に必要な財源の措置

- ②地域創生を総合的に支援する制度の拡充・創設

- ③地域未来交付金の制度改善

**新規**

#### (7) 広域リージョン連携に基づく取組への支援

#### (8) 「地方創生2.0」の実現に向けたデジタル化の推進

- ①デジタル・新技術の徹底活用による地方の活性化の推進

- ②行政のデジタル化の推進

- ③5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築

- ④GIGAスクール構想の推進

### 3 地方分権改革の推進

#### (1) 国と地方の関係の再構築

- ①地方分権改革に関する抜本的な議論の開始

- ②立法プロセスへの地方の関与

- ③広域連合への負担金に関する地方財政措置

#### (2) 「関西広域連合と国が協議により調整を行う新たな枠組み」の設置

#### (3) 「広域行政ブロック単位の広域連合」への国の事務・権限の移譲を促進する仕組みの法制化

- ①「広域行政ブロック単位の広域連合」が担う役割の法制化

- ②国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等

- ③国の事務・権限の移譲の実現を図る「地方分権特区(仮称)」及び「実証実験要請権」の導入

#### (4) 国からの事務・権限移譲の推進

- ①地方分権改革に関する「提案募集」への対応

- ②提案募集方式の見直し

- ③地方分権改革の新たな推進手法の提案

#### 4 地方税財政制度の充実・強化

- ⑩ (1) 地方一般財源総額の確保
- (2) 地方交付税の機能の確保・充実
- ⑩ ① 地方自治の本旨に則った地方交付税措置
- ② 国と地方の協議について
- (3) 地方税源の拡充

### II 広域的な課題解決

#### 1 防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造

##### (1) 南海トラフ巨大地震等大規模災害への対応

- ⑩ ① 南海トラフ巨大地震対策及び事前復興の総合的推進
- ⑩ ② 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対策
- ⑩ ③ 地震・津波による被害の防止、軽減
- ④ 激甚化する台風災害等への対策
- ⑩ ⑤ 大規模災害の減災、復旧・復興対策

##### (2) 大規模災害に備えたまちづくり基盤の整備

- ① 国土強靱化に向けた取組の抜本強化
- ② 防災・減災対策に資するインフラ整備等
- ③ インフラ分野におけるDXの推進
- ⑩ ④ 緊急防災・減災事業の充実
- ⑤ 流域全体で水害を軽減させる治水対策の推進
- ⑥ 災害に強い総合的な治水対策の推進
- ⑦ ダム運用の高度化の推進とダム再生の推進支援
- ⑧ 土砂災害対策の推進
- ⑨ 高潮・高波対策及び海岸の漂着物処理に対する支援
- ⑩ 津波対策の推進
- ⑪ 建築物等の耐震化の推進
- ⑫ 水道施設の耐震化及び水道事業の広域連携の推進
- ⑬ 高速道路サービスエリアを活用した防災拠点の整備
- ⑭ 農業用ため池の防災・減災対策の推進
- ⑮ 石油コンビナートにおける民間事業者の防災投資の取組に対する技術的・財政的支援の充実・強化
- ⑯ ドクターヘリ等の給油地の確保

##### (3) 原子力発電所の安全確保

- ⑩ ① 原子力施設周辺地域の防災対策の充実
- ② 原子力発電所の安全確保
- ③ 福島原発事故に対する適切な対応

##### (4) 東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震等に対する支援

##### (5) 医療提供体制の確保・充実

- ⑩ ① 地域医療体制の確保
- ⑩ ② 地域医療構想の実現
- ③ ドクターヘリの安全かつ持続可能な運航体制の確保及び充実強化
- ⑩ ④ 医療機関の災害対応力強化
- ⑤ 災害時の保健医療福祉活動に係る体制強化
- ⑩ ⑥ 社会福祉施設・医療機関等への食材費や光熱水費等の高騰に係る支援

## (6) 感染症対策の充実・強化

- ①新型コロナウイルス感染症への対応
- ②新興感染症等に備えた対応力の強化

③ 予防接種法に基づく予防接種の充実

## (7) 危険ドラッグ対策の充実強化

### (8) 依存症対策の推進

### (9) がん対策の推進

## (10) 家畜伝染病の被害防止対策の強化

- ①豚熱等家畜伝染病の被害防止対策の強化
- ②鳥インフルエンザの家畜伝染病対策の強化

## (11) 水上オートバイの危険行為等の対策強化

- ①法律上の規制の強化
- ②免許取得時等の教習・講習の強化

## 2 文化と観光で織りなす「創造の関西」の実現

### (1) 外国からの誘客促進及びアウトバウンドの推進

- ①訪日旅行促進事業の充実
- ②空港等の魅力向上対策

③ 国際観光旅客税の一定割合の地方への配分

④観光・MICE需要の回復に向けた誘客促進

### (2) 文化振興施策の充実

- ①文化力による地方創生の取組の強力な展開
- ②「古典の日に関する法律」に基づく施策の一層の展開

## 3 日本の元気を先導する関西経済の確立

① 関西の強みであるライフサイエンス産業の振興

### (2) 科学技術開発支援の充実

### (3) 特区制度等を活用した関西の活性化

- ①国家戦略特区制度の拡充
- ②国際戦略総合特区制度の充実

④ スーパーシティ構想の実現に向けて

⑤ 中小企業への実情に応じた融資の実施に伴う支援措置

### (6) 適正取引及び賃金引上げの取組の推進

① 地方企業への波及

② 中小受託事業者への十分な配慮

③ 「パートナーシップ構築宣言」の推進

④ 中小企業の持続的な賃金引上げに向けた支援

⑦ 中小企業の人材確保への支援

新規 ⑧ 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援

## 4 攻めの農林水産業の確立

### (1) EPA・FTAに伴う必要な対策の実施

② 国際競争力のある農林水産業の実現

### (3) 地産地消の推進

### (4) 農林水産業の補償制度の拡充及び消費拡大・販路促進対策の強化

⑤ 農林水産業における新規就業支援策の拡充

⑥ 実効的な農地制度の維持、推進のための支援

⑦ 高温・渇水への中長期的な対応策に係る支援の拡充

## 5 脱炭素社会の実現とエネルギー政策の推進等

### (1) 脱炭素社会の実現

- ① 脱炭素社会づくりの推進のための枠組みの早期確立
- ② 企業や家庭における節電・省エネの促進
- ③ 再生可能エネルギーの最大限の導入
- ④ 脱炭素社会の実現に向けたエネルギー関連技術の開発等の促進
- ⑤ 中小企業のカーボンニュートラル移行への支援

### (2) 鳥獣被害防止対策の推進

- ① 鳥獣被害防止対策予算の確保・拡充
- ② 鳥獣捕獲に係る標準的な積算基準等の作成

### (3) 外来生物対策の推進

- ① クビアカツヤカミキリ対策の推進
- ② ナガエツルノゲイトウ等対策の推進

### (4) エネルギー政策の推進

- ① 広く国民の理解が得られる中長期的なエネルギー政策の推進
- ② 低廉で安全かつ安定した電力供給体制の構築
- ③ 水素社会の早期実現に向けた水素インフラの整備等の推進

### (5) プラスチック対策の推進

## III その他関西の重要課題

### 1 ワールドマスタースゲームズ2027関西への支援

- (1) 国家的プロジェクトとしての支援の強化
- (2) 東京2020大会等で再認識されたスポーツの価値・役割の発信に資する取組の推進
- (3) 大会開催延期に伴う準備段階から国等による財政支援等
- (4) 世界の人々が感動する大会の開催とスポーツツーリズムの実践
- (5) 機運醸成を図るための各地でのスポーツ大会の開催支援

### 2 大阪・関西万博開催の効果を関西全体に波及させるための取組の支援等

- (1) 万博レガシーの継承・発展に向けた支援
- (2) 世界に向けたスタートアップエコシステム発信の支援
- ③ 空飛ぶクルマの商用運航実現に向けた支援

- ④ 関西の東西軸の連携によるポスト万博シティの推進

【別紙】 前回提案からの主な修正点

## I 分権型社会の実現

### 1 我が国の「もう一つの極」としての関西の実現

#### (1) 首都機能バックアップ構造の構築

我が国の中枢機能は首都圏に一極集中しており、ひとたび首都直下地震のような自然災害が発生すれば、機能麻痺に陥るおそれがある。

首都にいかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、皇室の安心・安全や政治、外交、行政、経済等の機能について、平時から地方に機能・権限を分散するなど、必要な措置を講じておくことが国家の危機管理として急務である。

令和5年7月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）及び国土強靱化基本計画においても、東京一極集中の是正及び中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を進める旨及び「日本中央回廊」の形成により中枢管理機能のバックアップ体制の強化を図る旨が記載されていることを踏まえ、首都機能のバックアップ構造の構築について、より具体的に検討が進められるべきと考える。

危機管理の観点に加え、我が国の成長戦略の観点からも、関西ならではの個性や強みを活かし、首都圏とは異なる「もう一つの極」として、国土政策、産業政策を進めるため、次のとおり提案する。

#### ①首都機能バックアップ構造の構築の法律等への明記

首都機能バックアップ構造の構築については、国土形成計画（全国計画）及び国土強靱化基本計画においても、東京に集中する人口及び諸機能の分散や政府機能をはじめとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を進める旨が記載され、さらに、令和5年7月の両計画の変更では、東京圏、名古屋圏、大阪圏からなる三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成により東京に集中する中枢管理機能のバックアップ体制の強化を図る旨も記載されるなど、重要度はますます高まっている。

一方、関西は、古くから日本の中心として、京都御所など世界的に価値のある歴史・文化遺産や豊かな自然に恵まれ、また、首都圏と同時に被災する可能性が低い上、国の地方支分部局や外交を担う機関、日本銀行の支店、企業の本社、報道機関、大学・研究機関等が集積し、首都圏や国内外との交通輸送手段や情報通信機能が充実しており、全国で唯一、政府機関の移転が実現している圏域である。さらに、阪神・淡路大震災での経験を通じた知見・ノウハウを有し、東日本大震災時にいち早くカウンターパート方式による被災地支援を行った実績を持つ関西広域連合をはじめ、官民挙げての積極的な協力、応援体制が得られることなどから、関西は我が国の「もう一つの極」としてバックアップ機能を担うにふさわしい圏域である。

これらのことを踏まえ、関西が首都中枢機能バックアップエリアとしての役割を担うことを、国土・防災・有事に関する法律や計画等に位置付けること。

### ⑤政府業務継続計画における代替拠点の具体化

首都圏に大規模災害等が発生した場合、政府業務継続計画（首都直下地震対策）において、東京圏外の代替拠点の在り方等は今後の検討課題とされている。さらに、令和5年7月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においても、代替拠点の検討を深めることとし、また、国土強靱化基本計画においても、中央政府の諸機能について災害直後においても維持・確保できるよう政府業務継続計画（首都直下地震対策）に基づき取り組むこととされている。

なお、代替拠点の検討に当たっては、立法・行政中枢機能に加えて、東日本大震災発災時と同様に民間企業や各国大使館等が他地域にシフトすることが想定され、業務スペースや滞在スペースを大量に確保する必要があることから、代替拠点は都市ではなく、圏域で検討すべきである。

関西は、京都御所があることや、首都圏と同時に被災する可能性が低い上、国の地方支分部局や外交を担う機関、日本銀行の支店、企業の本社、報道機関、大学・研究機関等が集積しており、首都圏や国内外との交通輸送手段や情報通信機能が充実している圏域であること、また、大規模な会議場をはじめ宿泊・居住機能のストックが厚い圏域であること、加えて、関西広域連合や経済界など官民挙げての応援体制が得られることなど、様々な状況に柔軟に対応することが可能であることから、代替拠点として最適な圏域である。

今後、同計画の見直しに際しては、両計画に三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成が中枢管理機能のバックアップ体制の強化を図る旨記載されていることも踏まえ、「関西」が代替拠点として最適な圏域であることを念頭に見直しを進めること。

### (2) 政府機関等の移転等

東京一極集中を是正し、我が国の「もう一つの極」としての関西を実現するとともに、地方創生の観点からも実効性のある取組となるよう、国主導で政府機関等の移転及び国出先機関の地方移管を推進すること。

#### ③国家機関の移転推進

- ア 我が国の「もう一つの極」としての関西の実現を図るため、現在の取組に続き、政府関係機関をはじめとする全ての国家機関を対象とした地方への移転分散を実施すること。

### (3) 関西への防災庁地方機関の設置

大規模広域災害における国全体の防災体制の強靱化を図るとともに、防災に係る首都機能のバックアップ構造を構築するため、防災庁の地方機関は複数設置し、西日本の地方機関は、関係機関が複数集積する関西に設置すること。

また、防災庁地方機関の設置に係る検討においては、地方自治体と連携することが必要であるため、被災地支援の知識・経験等を有する国内唯一の広域自治体である関西広域連合と協議すること。

## (5) 我が国の「もう一つの極」としての関西を実現する社会基盤整備

我が国の「もう一つの極」として、関西が日本の成長を牽引するため、また、首都機能をバックアップする担い手として、海外交易や国内広域連携の窓口となる空港、港湾など社会基盤の果たす役割は大きく、空港や国際コンテナ戦略港湾など関西が有するポテンシャルを最大限発揮することが必要である。

このため、空港・港湾とそれらを連絡する道路や、主要都市間等を連絡する高規格道路等の未整備区間の早期解消等と、それによる太平洋側及び日本海側の国土軸の形成や充実、利用しやすい高速道路料金の実現、さらに、高速鉄道網の整備促進によるリダンダンシーの確保、及び社会資本の老朽化対策等が不可欠であることから、以下の措置を講じること。

### ① 空港の機能強化

関西国際空港は航空需要の増加に合わせ、発着容量を拡張し、2025年の国際線旅客数・発着回数は、ともに過去最高を記録するなど、成長軌道への復帰を果たしている。また、神戸空港では昨年4月から国際チャーター便が運航し、いずれの空港も旺盛なインバウンド需要に支えられている。

その一方で、コロナの影響で減少した空港で働く従業員数については、おおむね回復しつつあるものの、グランドハンドリングや給油などの応需能力の十分かつ安定的な確保に向けての対応が不可欠であることから、関西国際空港をはじめ関西広域連合区域内の空港において、円滑な受入体制が整えられるよう、空港関係事業者・空港内従業員の人材確保に関する取組への支援等を行うこと。併せて、関西国際空港における国際貨物取扱機能の強化に向けた税関職員の増員など必要な措置を行うこと。

また、成長軌道にある航空需要を関西全体で取り込み、大阪・関西万博後の成長を着実なものとし、関西全体の発展に繋げるため、空港機能強化に必要な以下の措置を講じること。

エ 神戸空港と関西国際空港とを結ぶ海上アクセスの利便性向上

### ③ 道路整備の推進

道路整備の推進のため、必要となる予算の総額を確保するとともに以下の事業を推進すること。

ア 高規格道路等の未整備区間の早期解消等

(ア) 東西二極を結ぶ複数ルートを確保するための、新名神高速道路（八幡京田辺JCT・IC～高槻JCT・IC間、大津JCT（仮称）～城陽JCT・IC間）の早期全線開通及び6車線化の加速

イ 大阪・関西万博を契機とした高速道路の整備

大阪・関西万博後の関西の更なる成長を支える高速道路整備への投資を拡大し、広域的な高速道路ネットワークを形成すること。

#### ④リニア中央新幹線の早期開業

リニア中央新幹線は、三大都市圏間を1時間で結ぶことにより、我が国の経済の活性化や国際競争力の向上に大きく資するものであり、さらに、東海道新幹線の代替機能を果たし、災害に強い国土づくりを進める国土強靱化の観点からも極めて重要な社会基盤である。令和5年7月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においても「国土構造にも大きな変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクト」であり、「三大都市圏が、リニア中央新幹線の段階的開業を経て約1時間で結ばれる」と明記され、本計画をはじめ、日本再興戦略等の国計画において、「リニア中央新幹線の早期整備」が位置付けられている。また、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」において、リニア中央新幹線の早期整備・活用を図ることや、新大阪駅におけるリニア中央新幹線、北陸新幹線等との乗継利便性の観点から、新幹線ネットワークの充実を図ることが位置付けられた。また、令和5年12月に東海旅客鉄道株式会社より、名古屋・大阪間の環境影響評価に着手したことが公表され、令和7年6月の骨太の方針においては、「全線開業に係る現行の想定時期の下（最速2037年）、環境・水資源の状況等を厳格にモニタリングし、必要な指導や技術的支援を行うとともに、沿線自治体と連携して、全線開業に向けた環境整備を行う」ことが明記された。

このことから、東京・名古屋間について、工事実施計画に基づき着実に事業が進むよう、関係者間の調整を円滑かつ迅速に進めること。さらに、名古屋・大阪間について、概略のルート及び駅位置の早期公表に向けた準備を連携、協力して加速させるとともに、環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の手続を地元調整も含め丁寧かつ迅速に進め、詳細なルート及び駅位置を早期に確定すること。その上で、全線開業時期の8年の前倒し（最速2037年）が確実なものとなるよう、東京・名古屋間の進捗にかかわらず、工期短縮に資する工事の準備を最大限進め、名古屋・大阪間の工事に早期に着手し、全線開業に向けた整備を促進すること。

#### ⑤高速鉄道網の整備に向けた調査の確実な実施

令和8年度政府予算概要において、基本計画路線に係るケーススタディ等の実施について明記されている。さらに、令和8年1月には、基本計画路線を有する全国6つの期成会等の共同主催による「新幹線基本計画路線全国総決起大会」が開催されるなど、早期実現に向けた機運が全国的に高まっている。災害時におけるリダンダンシーの確保や、日本海国土軸・太平洋新国土軸をはじめとする国土軸の形成、在来幹線鉄道的高速化及び東京一極集中を是正する地方創生の観点から、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画に位置付けられたままとされている四国新幹線、四国横断新幹線、山陰新幹線、北陸・中京新幹線について、整備計画への格上げに必要となる法定調査を早期に実施すること。併せて、関西国際空港への高速アクセスの確保の早期実現を図ること。

## ⑥持続可能な社会資本の維持管理の推進

ウ 令和8年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業債」について、地方公共団体の計画的な公共施設等の適正管理を推進するため、制度を延長し、その方針を早期に示すこと。併せて、個別施設計画に位置付けられた橋梁などの大規模構造物や、公用施設を対象に含めるよう、制度を拡充すること。また、交付税措置率の引上げを図るとともに、引き続き十分な財源を確保すること。

## ⑦公共交通の維持等に対する支援

イ 交通空白地を抱える地域、大規模イベントの開催による一時的な需要増への対応が必要な地域など、地域の実情は様々であり、国において、「交通空白」解消本部の設置や日本版ライドシェアの各種バージョンアップ等が行われているところである。大阪・関西万博の開催地である大阪において措置された緩和策を万博レガシーとして継承・発展させることに加え、各地域において実施されている様々な取組などの検証結果も踏まえ、ライドシェア制度の導入が必要と考える地域が、その実情に応じ、課題解決に資するような柔軟で多様なライドシェアを実現できるよう、引き続き国において、法制度を含めて事業の在り方の議論を進めること。加えて、運転手不足が深刻化する中、地域の移動手段を担う有力な手法として「自動運転技術」への期待が高まっており、引き続き、必要な予算を確保し、実装までの継続的な支援を実施するとともに、事故発生時における責任主体などの法整備や安全な自動運転の基盤となる高精度な地図データの整備など、国において必要な取組を推進すること。

ウ 国土強靱化や国土の均衡ある発展などの観点から、国が鉄道事業を国民にとって重要な社会インフラとして明確に位置付け、鉄道ネットワークを維持・活性化するための方向性について示すとともに、以下の対策を早急に講じること。

(イ) JRを含む鉄道事業者においては、運転士などの人材不足を理由として、一方的な減便や駅の無人化など、更なる利用者減を招くサービスレベルの切下げを行うのではなく、運行本数の確保やキャッシュレス化の導入等、地域に求められる一定の利便性を確保するよう、国において財政支援を含めた必要な対策を行うこと。

(ウ) 災害を契機として、鉄道事業者側の一方的事情により、安易に存廃や再構築の議論を行わないよう、国の責任においてJRを含む鉄道事業者に対し厳格な指導を行うこと。

(エ) 「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会(第2期)」では、ローカル線の維持に係る国の責任や負担のあり方を明確にすること。

## 2 地方創生の推進

関西広域連合は、東京一極集中からの脱却を図り、我が国の「もう一つの極」としての関西の実現に向けて、様々な広域課題に取り組んでおり、このような歩みを進めることこそが地方創生につながる。政府において、地方が自らの実情に即して主体的に行動できる仕組みをつくるため、関西広域連合は、地方を創生する政策の方向を明確にし、特に重要と考える施策について、次のとおり提案する。

### (2) 地域の魅力づくりの促進

#### ③大都市・拠点都市の戦略的な形成への支援

ア 再開発ビルの建設・改修や入居を支援する税制度等の充実及び市街地開発事業への十分な財政支援

### (3) 少子化対策の抜本強化及び多様な主体が活躍できる社会の構築等

#### ①ライフステージごとの一貫した切れ目のない少子化対策の充実

カ 指定保育士養成施設が果たす地域の保育人材育成及び保育の質の確保・向上の機能維持に向けた取組への支援

#### ⑥外国人の受入れ環境の整備

ア 「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」の推進に当たっては、地域の実情や課題等を踏まえ、国と地方公共団体の役割を明確にした上で、着実に実施するとともに、地方公共団体が実施する施策に対して必要な財源措置を行うこと。

また、外国人の受入れ環境の整備に関する取組については、人材が都市部に偏在することのないよう実効性のある偏在解消策を打ち出すとともに、地方公共団体や実際に地域で外国人を受け入れている関係者の意見を反映させるなど、より実情に即した効果的な施策となるよう、常に改善を図ること。

併せて、外国人受入れ環境整備交付金について、一元的相談窓口を継続的かつ安定的に運営することができるよう、国の責任において必要な財政措置を着実にを行うこと。

エ 小中学校における外国人児童生徒等への日本語教育の充実に向け、担当教員配置の基準となる対象児童生徒数（18人）を引き下げること。

また、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」について、令和6年度、令和7年度と交付決定額が減額され、事業実施に困難が生じていることから、必要な財源措置を行うこと。

#### ⑧超高齢社会への対応

カ 福祉・介護人材の確保のための処遇改善

(ア) 福祉・介護職員の給与水準を全産業平均まで引き上げる抜本的拡充に必要な財政措置を講じること。

(イ) 処遇改善加算制度について、介護支援専門員等のなり手不足が深刻化して

いる状況を踏まえ、加算率の増加等更なる措置を講じること。

#### **(4) 教育施策の推進**

##### **①学校給食費の無償化**

小学校における学校給食費の抜本的な負担軽減について制度化されたところであるが、地方自治体に財政負担が生じない形での完全無償化を実現すること。また、中学校等に対する実施方針についても早期に示すこと。

##### **④高校教育改革への支援の抜本強化**

「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」の策定及び新たな交付金制度の創設に向けて都道府県に基金を造成し、改革先導拠点における緊要性のある取組を支援する予算を計上した国の動きを踏まえ、今後各都道府県が実行計画を策定する際には、国において、都道府県だけではなく、政令指定都市からの意見も計画策定段階から適切に反映されるよう配慮すること。

また、新たな交付金制度の全体像について早期に提示するとともに、主体的かつ機動的に公立高校改革を推進できるよう、政令指定都市も国に直接補助申請を行うことができる制度設計とすること。

さらに、交付金制度の創設に当たっては、改革先導拠点における基金活用事業が継続的に実施可能となるよう配慮するとともに、改革先導拠点とその他の公立高校との間に極端な差が生じないように、十分な予算規模を確保すること。

##### **⑤高等学校等就学支援金制度の拡充及び地方負担分への確実な財源措置**

高等学校等就学支援金制度について、支給対象の拡大や支援額の増額を行うなど、国の責任と財源において確実に教育費の負担軽減を進めること。加えて、府県が独自に実施する授業料支援事業に対して、必要な財政措置を講じること。また、高等学校等就学支援金に係る地方負担分について、国において恒久的な財源を確保し、別枠で一般財源総額の増額確保を図ること。また、地方交付税で措置する場合は、精緻かつ確実に算定すること。

##### **⑥高等学校等就学支援金事務手続の簡素化**

高等学校等就学支援金の申請について、保護者・生徒にとって負担がない簡便な方法とし、府県や学校現場に新たな事務負担が生じない方法とすること。

また、奨学給付金の申請について、高等学校等就学支援金事務処理システムでの申請を可能とすることにより、申請者の利便性向上及び府県の事務負担の軽減を図ること。

#### **(6) 地方創生を支援する仕組みづくり**

##### **③地域未来交付金の制度改善**

###### **ア ソフト事業について**

ソフト事業については、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、対象経費の制約をなくすこと。

また、個人給付が認められている移住・起業・就業型と同様にソフト事業においても個人への給付事業を対象とするとともに、従前から実施している事業についても、地方が創意工夫を凝らし、時代に即した新たな取組として展開する場合には対象とするなど、地方の努力を評価する制度へ改正すること。

#### ウ インフラ整備事業について

インフラ整備事業については、ソフト事業や拠点整備事業と一体となり効果を発揮する道路整備や林道整備等が対象となっているが、交付上限額が設定されており、事業効果を十分に発揮しきれない制度となっていることから、交付上限額を撤廃し、地方の前向きかつ先駆的な取組を後押しすること。

#### エ 各事業に共通する事項について

地方創生の本格的推進に向け、地方創生の実現に必要な制度の見直しが実現されるまでの間は、地方が創意工夫を凝らして新たに着手する取組を後押しするとともに、国が策定する「地域未来戦略」に基づき、地方においても地場産業の成長・発展に向けた知事主導の取組が求められていることから、今年度の予算額を上回る十分な規模の事業費を確保し、求められる地方負担を撤廃するなど更なる拡充を図ること。

併せて、広域の取組を推進し、特に府県と市町村の広域連携を推進していくため、事業主体となる出資法人を両交付金の交付対象者に含まれたい。

また、地方創生の実現に必要な要素を一般的でわかりやすい認定基準として設定することにより、各地方公共団体が、より具体的で効果的な施策検討を実施する動機付けとなる制度に改善していくとともに、個々の申請事業の審査過程を明確に示し、採択又は不採択とされた理由をわかりやすく示すこと。採択基準の設定については、地方公共団体の取組意欲を失わせることなく、地域の実情を踏まえた自主的な取組を推進できるものとするとともに、地方が「地域未来戦略」に基づき取り組む地場産業の成長・発展に向けた各種事業については、地方の提案をしっかりと受け止める基準とすること。

さらに、地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくために、手続を簡素化した上で、地方版総合戦略に定める数値目標・重要業績評価指標の向上に効果を発揮するものについては、交付対象経費の制限を緩和するなど、地方目線に立った自由度の高い制度とすること。

加えて、交付金事業の計画変更を随時受け付けるとともに、変更交付決定までの期間を短縮するなど、事業が円滑に執行できるよう、地方の実情を踏まえた、より弾力的な制度とすること。

### **(7) 広域リージョン連携に基づく取組への支援**

令和7年9月に広域リージョン連携の制度が創設され、全国各地で7つの広域リージョンが宣言を行っている。関西では令和7年10月に関西広域連合及びその構成府

県市、公益社団法人関西経済連合会、一般社団法人関西観光本部、関西 MaaS 協議会で「関西広域リージョン連携宣言」を行い、取組を進めている。

国においては、広域リージョン連携を通じて、地域の成長やイノベーションの創出が更に進むよう、広域リージョン連携に基づく取組への財政的・技術的支援を拡充すること。支援策については、各リージョンが地域の実情に応じて柔軟に活用できるような制度設計にするとともに、各リージョンを構成する地方公共団体等の予算編成時期を十分に考慮したスケジュール（募集～申請）とすること。

また、関西広域リージョンとして取り組む産業力強化を目的とした広域的プラットフォームへの支援として、地域におけるイノベーションの創出に向けて、工業系公設試験研究機関を中心とする域内リソースの活用による産学官が連携した広域的プラットフォームの取組が加速するよう、国のネットワークを活かして全国の大学・研究機関から最適な専門人材等を紹介するスキームの検討を行うこと。

また、府県をまたがる産学官のプラットフォームで取り組むイノベーション創出に必要な、公設試験研究機関の設備・機器の更新や導入などについての支援制度を創設すること。

## **(8) 「地方創生 2.0」の実現に向けたデジタル化の推進**

### **① デジタル・新技術の徹底活用による地方の活性化の推進**

地方創生の実現に向けたデジタル分野の環境整備や人材育成など、地域の課題解決のため、自治体が更に取組を推進できるよう、引き続き、交付金の拡充や国と地方自治体間との人材育成ノウハウ・コンテンツの共有、人事交流も含め、技術的・財政的支援を行うとともに、地方自治体職員向け研修プログラムを充実・強化すること。

また、単独でのデジタル人材確保・育成が容易でない自治体もあることから、国と自治体や自治体同士、官民交流等、幅広いデジタル人材のシェアや交流等の取組についても、財政面・制度面で必要な支援を行うこと。

なお、地方創生にとって、デジタル化は一つの手段であって、デジタル化により課題が全て解決するわけではなく、国はデジタル化以外の取組も含め包括的に地方を支援すること。

加えて、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、居住地域や年齢、経済状況などにより不利益を被ることがないように、デジタル・ディバイド解消に向け取り組むとともに、自治体の行うデジタル・ディバイド対策に対する財政的支援を拡充すること。

### **② 行政のデジタル化の推進**

#### **ア 地方公共団体情報システムの標準化の推進**

令和 3 年 9 月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、現在進めている基幹業務に関するシステムの標準化について、国においては、令和 6 年 12 月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が変更

され、令和8年度以降の移行とならざるを得ない「特定移行支援システム」について、国が積極的に支援することが明確化されるとともに、デジタル基盤改革支援基金の設置年限について、令和13年3月31日まで延長された。

国においては、引き続き、自治体の円滑かつ安全な移行の実現に向けて、情報提供や技術的な助言等、積極的な支援を行うとともに、基幹業務システムの移行に要する費用や基幹業務以外の関連するシステムの改修費用、標準化移行後のランニングコスト等、システム標準化により派生する様々な自治体の負担に対する十分な財政的支援を確実に行うこと。また、今後の制度改正等に当たっては、標準仕様書の改定から適合基準日までの期間を十分確保した上で、「特定移行支援システム」を有する自治体にも配慮すること。

なお、自治体のシステムに影響を与える事項については、標準化の取組にも少なからず影響を及ぼすことから、関係省庁によって一方的に決定されることのないよう、自治体の意見を丁寧に聞き、真に住民サービスの向上や行政の効率化につながるものとする。特に、全国一律の制度やシステムの導入に当たっては、全国的なIT技術者のひっ迫の状況も考慮し、マイナンバー制度や情報システムの標準化・共通化に係る経緯を踏まえ、例えばモデルとなる団体や地域において十分な研究・検討を行った上で全国に展開するなど、限りあるリソースの有効活用に努めること。

ウ 「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」において示された重点取組事項の実現

総務省において、令和7年12月に改定された「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第5.0版】」において示された重点取組事項（自治体フロントヤード改革の推進、自治体の情報システムの標準化、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進、公金収納におけるeL-QRの活用、マイナンバーカードの取得支援・利用の推進、セキュリティ対策の徹底、自治体のAIの利用推進、テレワークの推進）等について、当該計画に基づき都道府県も含めた全ての自治体において実現できるように、必要な技術的・財政的支援を確実に実施すること。

加えて、国が当該計画の重点取組事項等を進めるに当たっては、自治体からの意見を踏まえ、国と自治体のシステムが確実に連携できるよう措置を講じること。

また、当該計画の推進体制の構築に掲げられているとおり、デジタル人材の確保・育成が課題となっており、デジタル人材の確保・育成に向けた取組を国として強力に推進すること。

### 3 地方分権改革の推進

#### (1) 国と地方の関係の再構築

##### ①地方分権改革に関する抜本的な議論の開始

現在の国と地方の関係は、責任と負担の所在が必ずしも一致しないなど、相互依存・もたれ合いの状況にある。この関係から脱却し、真の分権型社会を目指すため、国の役割は国家の存立に関わる事務等に限定し、それ以外は財源も移譲した上で全て地方が担うという自己責任の原則に基づく国と地方の役割分担を基本として、憲法改正も視野に、地方と十分な協議を行いながら、国と地方の役割分担の明確化と地方分権改革に関する抜本的な議論を開始すること。

なお、令和8年1月より開始された第34次地方制度調査会において、諮問事項の一つとして「人材不足やデジタル技術の進展など社会情勢の変化を踏まえた国・都道府県・市町村間の役割分担の在り方」を調査審議するとされている。議論に当たっては、地方の声にしっかりと耳を傾け、丁寧かつ慎重に議論を行うこと。また、既存の国・都道府県・市町村という枠組みにとらわれず、都道府県域を越える広域連合が担う役割も含めて検討すること。

#### (4) 国からの事務・権限移譲の推進

##### ③地方分権改革の新たな推進手法の提案

提案募集方式には、一定の成果は認められるが、同方式は、個別の事務について地方側が支障事例を示し、国へ制度改正を求めるものであることから、国と地方の役割分担を見直すような大胆な権限移譲を進めるための手法としては限界がある。地方分権改革の更なる推進のため、次の新たな仕組みを導入すること。

### 4 地方税財政制度の充実・強化

#### (1) 地方一般財源総額の確保

令和8年度地方財政計画における地方一般財源総額は前年度から 4.4兆円増額した72.0兆円となり、臨時財政対策債は昨年度に引き続き新規発行額が計上されず、残高も大きく縮減しているものの、財源不足額は依然として巨額であり、引き続き、地方にとって非常に厳しい財政環境となっている。

長引く物価高騰に加え、給与関係経費、社会保障関係経費や金利上昇により公債費が増加しており、地方財政は依然として予断を許さない状況にあることから、引き続き、地方税収の動向を注視する必要がある。特に、いわゆる「ガソリンの暫定税率」や自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う地方の安定財源確保については、地方の財政運営に支障が生じないよう、適切な財政措置を確実に講じること。加えて、消費税の減税や「年収の壁」の更なる見直しが行われる場合についても、地方財源への影響が懸念されることから、国の責任において代替となる安定財源を確実に確保すること。

令和9年度地方財政計画の策定に当たっては、高齢化の更なる進展に伴う社会保障の充実、東京一極集中の是正、地域の経済・雇用対策、防災・減災対策の推進など、喫緊

の課題に地方が機動的に対応できるよう財政需要を地方財政計画の歳出に全額計上し、必要な一般財源総額を確保すること。

臨時財政対策債については、国の責任により地方交付税の法定率引上げを含めた抜本的な改革によって、廃止すべきであり、臨時財政対策債に依存することなく安定的で持続可能な地方財政運営とすること。

## **(2) 地方交付税の機能の確保・充実**

### **①地方自治の本旨に則った地方交付税措置**

地方交付税については国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではない。

いわゆる教育無償化への対応や、こども・子育て支援の強化をはじめ社会保障の充実、地域社会のデジタル化の推進、脱炭素社会の実現に向けた取組等に伴う新たな地方負担や資材価格の上昇に伴う建設事業費の増嵩を含めて地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。

なお、地方の保有する基金は、災害対策や社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のために、各自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、基金の現在高を理由とした地方財源の削減は決して行うべきでない。

また、地方の努力により行政コストを下げ、その分地方の財源が減少することになれば、地方が創意工夫を行うインセンティブが阻害されることから、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すること。

また、引き続き小規模市町村や条件不利地域等、地域の実情に配慮し、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。

## II 広域的な課題解決

### 1 防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造

#### (1) 南海トラフ巨大地震等大規模災害への対応

##### ①南海トラフ巨大地震対策及び事前復興の総合的推進

シ 分散備蓄拠点の増設及びスフィア基準等を踏まえた備蓄物資の質的・量的な充実等、備蓄体制の充実・強化

##### ②令和6年能登半島地震を踏まえた災害対策

ク 災害対応車両登録制度（D-TRACE）等を活用して、トイレカーやバキュームカー、モバイルファーマシーなどの保有状況の確認や応援の要請ができる体制を整えるとともに、上記車両の被災地への派遣費用を災害救助法の対象とすること。

ソ 住家被害認定調査を迅速かつ効率的に行うために必要なシステムについて、広域的な応援に備えた標準化と、端末等の導入に関わる財政支援を行うこと。

ナ 被災地外から組織的に人的支援を実施するため、国が主導する福祉人材の総合的な派遣調整体制を構築するとともに、災害救助法の「福祉サービスの提供」に社会福祉施設の入所者に対する介護職員の派遣を位置付けた上で、その費用について災害救助法の対象とすること。

ニ 福祉サービスの提供の実施に係る費用が災害救助費の対象となったが、全てのフェーズ（派遣期間）における DWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣に要する費用、及び社会福祉施設の入所者に対する支援を行った場合の費用が災害救助法に基づく経費として災害救助費の対象となるよう取り計らうこと。

併せて、DWAT の組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備に支障をきたすことがないように、現行の補助制度を拡充するなど十分な財政措置を講ずること。

##### ③地震・津波による被害の防止、軽減

オ 潮位観測施設の津波観測体制の確保

国土地理院の潮位観測施設 22 箇所が令和7年12月及び令和8年3月に廃止されたことに伴い、気象庁の津波観測点が減少した。（関西広域連合圏域では、和歌山県及び鳥取県で各1箇所削減。鳥取県では津波観測点は1箇所のみとなる。）

気象庁は、津波警報等の第1報に係る制度や迅速性をはじめ、津波の実況監視、津波警報等の更新・解除には影響がないと説明しているが、特に日本海側においてはもともと潮位観測施設が少なく、令和6年能登半島地震で見られたような潮位観測施設の機能喪失等があった場合には、津波の実況監視や津波警報等の更新・解除に支障が出ることが懸念される。

については、国は津波の観測体制の強化に努めなければならないとされている

津波対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、事故等が生じた場合も想定の上、潮位観測施設の機能確保等、津波観測体制が確保されるよう検討すること。

カ 津波浸水域にある公立学校施設の耐災害性強化

公立学校施設の津波対策としての防災機能強化について、学校設置者における取組が進むよう、国として財政措置の充実を含め様々な方策を講じること。

**⑤大規模災害の減災、復旧・復興対策**

オ 応援職員の派遣に対する財政措置及び体制整備

災害対策基本法では応援に係る費用は、被災自治体が負担することと定めている趣旨を踏まえ、住家被害認定調査・罹災証明書交付事務を含め、災害時の応援に係る経費が応援自治体の負担とならないよう、災害救助法の対象とするなど財政措置を講じること。

また、南海トラフ地震及び首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプランは国が定めた制度であるから、アクションプランの実効性を確保するため、国の責任において以下の措置を講じること。

(ア) 即時応援道府県等の職員（市町村職員を含む）が、着実に被災市町村まで赴くことができる輸送スキームについて、実動組織による支援も含めて、実効性のある体制を整えること。

(イ) 緊急消防援助隊の仕組みに準じて、国から地方公共団体に宿泊機能を有する車両を無償貸与するなど、適切な環境で被災地支援できる制度を整備すること。

(ウ) 平時における資機材・設備整備、研修、訓練、人材育成、被災者受入体制整備等の経費について、十分な財政措置を講ずること。

キ 帰宅困難者対策の充実

帰宅困難者等対策の在り方について、近年の災害発生時の混乱の発生状況や、公共交通機関等の運行状況などを踏まえた対策等を早期に示すとともに、対応策について、関係事業者等への周知を含め、実効性の確保に努めること。

帰宅困難者のうち、行き場のない旅行者等の来訪者が避難する一時滞在施設の確保に向け、その備蓄の推進に係る財政措置を講ずるとともに、事業者が一時滞在施設として協力しやすくなるよう発災時の損害賠償責任の範囲の明確化及び必要に応じた補償制度の創設、駅周辺などで滞留する帰宅困難者の動きをリアルタイムで把握できる手段の確保や、地震発生後の鉄道運行再開に関する情報等の発信の在り方について、国においても検討すること。

また、引き続き、事業者や地方公共団体、住民への啓発を行うこと。

ケ 感震ブレーカーの設置促進

地震時の電気に起因する火災の発生を抑制するため、住宅市街地総合整備事業等における感震ブレーカーの設置支援の対象を「地震時等に著しく危険な密集

市街地」に限らず、広く支援を行うこと。また、「地震時等に著しく危険な密集市街地」においては、更なる設置促進方策を提示すること。

#### ス 全国統一の防災情報システムの構築

国において、省庁や都道府県等を連携させる SOBO-WEB が、円滑な応援・受援を可能とする全国統一の防災情報システムとなるよう、各自治体の意見を聴取し、現状・課題・取組を把握した上で、首長や指揮者等による迅速かつ的確な意思決定支援に資する機能及び利便性の向上を不断に行うこと。

その上で、自治体等の過重な負担とならないよう、防災情報システムの構築や更新等に要する費用への国による更なる財政措置を行うこと。

#### ソ 女性の視点による災害対応力の強化

女性の視点による災害対応力の強化を図るため、地方防災会議の委員のうち「指定地方行政機関の長又はその指名する職員」からなる1号委員の女性割合が高まるよう、関係省庁への周知以外にも具体的な措置を講じること。

### (2) 大規模災害に備えたまちづくり基盤の整備

#### ④緊急防災・減災事業の充実

地震や津波、局地化・激甚化する集中豪雨等の自然災害に対応するため、以下の事業についても着手から完了まで緊急防災・減災事業債の適用対象となるよう、令和12年度までとされている事業期限の撤廃や対象事業の範囲の拡大及び適債要件の緩和、地方交付税措置率の拡大など制度の拡充を図ること。

### (3) 原子力発電所の安全確保

#### ①原子力施設周辺地域の防災対策の充実

##### ウ 屋内退避の対応の明確化

原子力災害対策指針においては、UPZ内外とも屋内退避が最も基本的な防護措置とされているが、国は、その効果について科学的にわかりやすく説明し住民の理解を得ること。

屋内退避中の住民生活維持と応急対策に不可欠な生活物資の輸送や建設等の民間事業者関係団体に対しては、屋内退避指示地域で安全に活動するための行動基準を提示するとともに、原子力災害時の活動協力要請を行うこと。また、長期化した場合を含め、屋内退避中の生活必需品の備蓄に必要な財源を確保するとともに供給方法などの対応方針をあらかじめ示すこと。

### (5) 医療提供体制の確保・充実

#### ①地域医療体制の確保

ア 地域の実情に応じた良質で適切な医療提供体制を確立するため、医療提供体制推進事業費補助について、全国需要に応じた財源を確保するとともに、補助制度の抜本的な見直しを行う場合は、地方の声を十分斟酌すること。また、昨今の急激な物価高騰や人件費の上昇に対応できるよう、令和9年度においても十分

な診療報酬を確保すること。

ク 自治体立及び公立大学附属病院への財政的支援等の実施

(ア) 高騰する物価や賃金引上げに対応できるよう令和9年度予算においても十分な診療報酬を確保するとともに、自治体立及び公立大学附属病院が医療圏域や各府県の最後の拠点病院として、医療過疎地域における公的医療機関の役割にも配慮しつつ、政策医療を持続的に提供できるよう、診療報酬制度上適切に評価すること。

特に高度医療は医薬材料費が高く、経営に大きな影響を与えているため、適切に高度医療を提供できるよう診療報酬を見直すこと。

(イ) 政策医療に対する交付税措置を充実するとともに、近年の建設物価の高騰に配慮し、病院の建設に対する交付税措置対象となる建築単価の上限を市場価格に応じて見直すなど、病院事業に対する地方財政措置を充実すること。

**②地域医療構想の実現**

ア 新たな地域医療構想は、2040年やその先を見据え、現行構想で主に対象とされていた入院医療のみならず、外来医療・在宅医療、介護との連携や人材確保、精神医療なども含めた将来の医療提供体制全体の指針となり、これまで以上に幅広い調整が必要となることから、新構想の策定・取組に対して各種支援体制を確保すること。

イ 地域医療構想策定の議論において必要となる基本的なデータについては、可能な限り国から都道府県に提供を行うとともに、都道府県が独自にデータを収集・分析できる体制づくりへの支援を行うこと。また、地域医療構想の推進に当たっては、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう地域医療介護総合確保基金等を通じた十分な財政的支援措置を講じるとともに、実効性のある支援を進めること。

ウ 地域医療構想における取組は、各都道府県が、個々の地域の個別事情を踏まえ主体的に進めていくものであることを踏まえ、引き続き、国と地方の協議の場を設け、地方の意見を聴くとともに、地方の意見を確実に地域医療確保施策に反映させること。

**④医療機関の災害対応力強化**

イ 医療機関がサイバー攻撃を受け、長期の診療停止を余儀なくされる事例も発生しており、災害時も見据えた医療提供体制維持の観点から、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策をソフト・ハード・ネットワークの面から支援すること。特に、拠点病院に周辺病院を支援できる専門人材を配置し、地域全体のサイバーセキュリティ対策を行うための支援を行うこと。

**⑥社会福祉施設・医療機関等への食材費や光熱水費等の高騰に係る支援**

食材費、光熱費、診療材料費の高騰に加え、賃上げに対応する必要があることから、

国が定める公定価格等により経営を行う社会福祉施設や医療機関等に大きな影響が生じ、厳しい経営を強いられている。

経営の実情を分析・認識した上で、急激な物価高騰や賃金の上昇を公定価格等の改定に適切に反映させる仕組みの導入を検討すること。

なお、公定価格等の改定に当たっては、将来にわたり持続可能な制度とするため、必要かつ十分な財源を確保するとともに、社会全体で納得感を得られるよう、丁寧に検討を進めること。

## **(6) 感染症対策の充実・強化**

### **③予防接種法に基づく予防接種の充実**

エ 新たに定期接種化が検討されているワクチンについては接種の安全性や有効性など科学的見地に基づく議論を深め、RS ウイルス抗体製剤及びファクトシートの作成が行われているおたふくかぜワクチンについては、予防接種法に基づく定期接種化の方針について速やかに結論を示すこと。

## **(7) 危険ドラッグ対策の充実強化**

従来のインターネット等による販売に加えて、全国で販売店舗の存在が確認されており、危険ドラッグの広がりが懸念される。

併せて、大麻乱用者の増大等、若者を中心とした薬物乱用の広がりが憂慮すべき状況にある。

危険ドラッグ等に起因するあらゆる危害から、「国民の生活・生命」を守るため、引き続き、各種対策の更なる充実強化を求め、次のとおり提案する。

ア 令和7年の神戸空港の国際線開港に加え、ワールドマスターズゲーム 2027 関西の開催等が見込まれ、人的、物的交流がより一層活発となることから、更なる水際対策の強化を図ること。また、麻薬特例法に基づく規制薬物に指定薬物を加え、他の規制薬物と同様に泳がせ捜査を可能とするなど、更なる水際対策を図ること。

## **2 文化と観光で織りなす「創造の関西」の実現**

関西は、日本を代表する歴史、文化、伝統などが豊かな自然とともに味わえ、経済産業集積や現代文化に至るまで、個性ある多様な魅力が凝縮されている。

関西広域連合は、「文化と観光で織りなす『創造の関西』」を目標に、文化資源等を活用した関西の魅力づくりや広域周遊観光の推進に取り組んでいる。平成28年7月21日には、文化庁・関西広域連合・関西経済連合会共同宣言「文化の力で関西・日本を元気に」、さらに、令和5年7月20日には、文化庁・関西広域連合・関西経済連合会・文化庁連携プラットフォーム共同宣言「文化の力で関西・日本を元気に」を行い、オール関西で令和5年3月に関西に移転した文化庁と連携し、新しい文化行政の展開を目指した取組が進められている。また、令和7年10月23日に、構成府県市や関西経済連合会・関西観光本部・関西 MaaS 協議会とともに関西広域リージョン連携宣言を行い、官民一体となつて、万博で更に高まった関西のブランド力を活かした広域観光の推進等に取り組むこと

としており、大阪・関西万博のレガシーを継承し、更なる関西の発展につなげていくため各般の対策が必要であることから、次のとおり提案する。

#### (1) 外国からの誘客促進及びアウトバウンドの推進

「ヒト・モノ・金・情報」という様々なものがグローバル化する中、国際観光は関西経済の発展に欠かせない必須のテーマである。海外からの訪日旅行者数は、令和7年には4,268万人と過去最高を記録した一方、記録的な円安と物価高が続く中、出国日本人数は伸び悩んでおり、インバウンドにもつながるアウトバウンドについても積極的な推進が欠かせない。昨年開催された大阪・関西万博などをきっかけに、今後も世界各国からの訪日旅行者数の増加が見込まれることから更なる受入体制の整備が必要であること、また、引き続き海外との国際観光の厳しい地域間競争にさらされることから、以下の措置を講じること。

#### ③国際観光旅客税の一定割合の地方への配分

国際観光旅客税については、令和8年7月1日より3,000円に引き上げる方針が、令和8年度税制改正大綱（令和7年12月26日閣議決定）で示されたが、DMOの機能強化への取組を含む地方の観光振興施策に対して、自由度の高い財源として充当されるよう、今般創設された広域連携DMOが策定する広域連携観光戦略に基づく取組への支援のほか、国際観光旅客税収の一定割合を交付金等により、関西広域連合を含めた地方に配分すること。

なお、積極的な国際観光（インバウンド観光）の需要喚起に取り組み、誘客促進を図ることで、国際観光旅客税の財源を確保すること。

### 3 日本の元気を先導する関西経済の確立

#### (1) 関西の強みであるライフサイエンス産業の振興

バイオ戦略に基づき、投資を呼び込むイノベーションハブとして国が選定している「グローバルバイオコミュニティ」について、関西圏では令和4年4月にバイオコミュニティ関西（BiocK）が認定された。本コミュニティが拠点としての役割を果たし、その取組を促進させるため、運営に対する財政支援等継続的な支援を行うこと。

また、革新的な医薬品等の実用化を促進するため、PMDA 関西支部の中之島クロス移転と同時にテレビ会議システムの利用料が無償化されたが、更なる機能強化として、再生医療分野における承認審査機能の設置や、開発初期から承認申請までの各フェーズにおいて、開発者に寄添った伴走型の相談・支援機能の強化を図るなど、所要の措置を講じること。

#### (4) スーパーシティ構想の実現に向けて

スーパーシティ型国家戦略特区などの特区制度について、優遇税制や利子補給などをより多くの事業者等が活用しやすくなるよう、所要の支援等を行うとともに、特区を活用した先端的サービスに係る規制・制度改革提案の実現や、当該サービスの実装に必要な財政面等の支援の一層の充実を図ること。

データ連携基盤の運用・活用を進めていくに当たり、データ連携基盤の機能が早期にかつ最大限に発揮されるよう、法制度を含めた必要な環境整備を早急に行うこと。

データ連携基盤を活用したデジタルサービスの創出には、公民によるデータ標準化に向けた取組への支援が必要となるため、自治体や企業向けにデジタル人材を派遣することや財政支援など必要な支援を講じること。

さらに、データ連携基盤を共用化し、自治体間で横展開していくことを目指しているため、その取組に対して人的支援や財政支援など必要な支援を講じること。

#### **(5) 中小企業への実情に応じた融資の実施に伴う支援措置**

物価高騰や人件費上昇等の影響を受ける中小・小規模事業者の借換えや経営改善への取組に対する保証制度の継続や更なる拡充を図るとともに、返済に窮する事業者の負担を軽減するため、返済猶予等の条件変更に伴い必要となる保証協会への追加保証料の支援を行うなど、支援の充実を図ること。

#### **(6) 適正取引及び賃金引き上げの取組の推進**

現下の経済状況は、緩やかに持ち直しつつあるものの、中小企業は、エネルギー価格や原材料費、労務費等のコストの上昇に加えて、米国の通商政策をはじめとする海外経済の動向等の影響により、幅広い業種で資金繰り・経営環境の悪化が懸念されるなど、厳しい経営状況に置かれている。そのような中で、中小企業の経営力の強化を図り、経済の好循環を実現するためには、中小企業による原材料費や労務費等の価格転嫁をはじめとする取引の適正化や、持続的な賃金引き上げに向けた取組を推進していく必要があるため、次のとおり要望する。

##### **① 地方企業への波及**

首都圏を中心とした大企業の好調な業績が、裾野で支える地方企業の業績やその従業員の賃金引き上げ等にまで波及するよう、原材料費の高騰等による中小受託事業者からの価格改定要請に適切に応じることなどを引き続き産業界に強く働きかけること。

##### **② 中小受託事業者への十分な配慮**

エネルギー価格や原材料費の高騰等の企業の責に帰することのできない影響を受ける中小受託事業者に対して、納期遅れなどを理由に、一方的な取引停止や不当な価格引き下げなど、中小受託事業者が損失を被るような対応を委託事業者が行うことがないよう、指導及び実態把握を徹底すること。

##### **③ 「パートナーシップ構築宣言」の推進**

「パートナーシップ構築宣言」においては、令和8年1月時点で登録企業数が約85,000社、うち大企業が3,258社となっており、参加企業は着実に増加しているが、大企業と中小企業の共存共栄関係の構築に向けては、より多くの企業の参加が不可欠であることから、特に大企業の宣言が増加するよう引き続き働きかけること。

#### **(7) 中小企業の人材確保への支援**

少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、中小企業にとって人材の確保は喫緊の課題である。人材確保に向けて企業は様々な取組を行っており、自治体や支援機関等においても、地域の実情に応じた支援を実施している。

とりわけ、人材確保において、外国人材の受入の重要性は増しており、「育成就労制度」の構築に当たっては、企業や経済団体等の声を広く聴くことで地域の実情を把握し、手続の簡素化など企業が利用しやすい制度となるよう配慮すること。また、制度施行が令和9年4月に迫る中、受入を希望する企業が制度開始までに十分な準備期間を確保できるよう、各地域で説明会を開催するなど、中小企業をはじめ関係者に対して迅速かつ丁寧に情報提供を行うこと。

#### **(8) 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援**

中小企業における後継者不在率は減少傾向にあるものの、後継者不在を要因とした倒産件数は高止まりしており、地域経済を支える雇用の喪失や、長年培われてきた技術・ノウハウ等の貴重な経営資源の散逸が懸念されている。

事業者が事業承継や後継者育成に主体的に取り組む契機となるよう、先進的な取組事例や各種支援施策に関する情報発信を強化するとともに、事業承継・M&A補助金の継続・拡充を図ること。

併せて、事業承継税制について、より一層の制度周知や利用促進を図るとともに、「中小企業の親族内承継に関する検討会」の議論及び現下における中小企業の事業承継に対するニーズを踏まえ、今後も継続的に中小企業の事業承継が円滑に進むよう、特例措置の延長等、国が主体となって支援策の充実に取り組むこと。

### **4 攻めの農林水産業の確立**

#### **(2) 国際競争力のある農林水産業の実現**

「安全・安心」ですばらしい品質を誇る国産農水産物や食品を広く世界に発信し、「ジャパンブランド」の確立を図るため、品質管理等の取組、JFOODO等を活用した戦略的なプロモーション、マーケティングを拡充すること。また、更なる輸出拡大を図るため、科学的根拠を基に輸出解禁要請を行っている国に対しては早期に検疫条件を引き出すとともに、新規市場として有望な国々に対しては新たに解禁要請を行うこと。国内で使用されている農薬が相手先国のルール（インポートトレランス）に設定されるための取組を推進すること。

今後、経済連携協定を進めるに当たっては、国内農林水産業への影響等について、農林漁業者も含め、政府による丁寧な説明を行うとともに、国際競争力の強化に向け、生産コスト削減などを早急に進めるよう、畜産クラスター事業、産地生産基盤パワーアップ事業、農業農村整備事業など、現場のニーズの高い対策について、十分な予算を確保し、万全な対策を講ずること。また、和牛経営全体の支援について子牛取引価格や牛肉の需給動向を注視するとともに、個々のニーズや状況に応じて、和牛生産基盤の持続性

の確保に向けた支援を実現すること。

#### (5) 農林水産業における新規就業支援策の拡充

ア 令和7年度補正予算「新規就農者チャレンジ事業」において、65歳未満の新規就農者への支援が予算措置されたところであるが、新規就農者育成総合対策においても年齢制限要件を緩和すること。

また、経営発展のための機械・施設等の導入を支援する経営発展支援事業を有効に活用し、新規就農者の育成・確保に取り組んでいくため、十分な予算を確保し、より多くの認定新規就農者の経営発展につなげること。

併せて、地方の財政負担分について、地方財政措置を確実に講じること。

イ 新規林業就業者の確保・育成について、「緑の雇用」担い手確保支援事業による研修等への支援や、緑の青年就業準備給付金について、給付上限額拡大と十分な予算の確保を行うとともに、林業労働災害の撲滅に向けた取組への支援の充実・強化を図ること。

ウ 新規漁業就業者を継続して確保できるよう、経営体育成総合支援事業において、必要額を踏まえた十分な予算措置を講じるとともに、特に収入が不安定な就業直後の経営確立を支援する資金を創設し、漁業技術の習得から経営安定まで一貫した支援体制を整備するなど、新規漁業就業者対策の制度拡充を行うこと。

また、漁業への定着率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充し、持続的な担い手づくりの体制を整備すること。

#### (6) 実効的な農地制度の維持、推進のための支援

農業振興地域の整備に関する法律に基づく「市町村農業振興地域整備計画」の管理、運用における市町村の要望を丁寧に聴き取り、必要な財政支援等を行うこと。

地域の目指すべき農地利用の姿を明確化し、農地の集積・集約化等を図るため、地域農業の設計図となる「地域計画」の完成度を高めるとともに、策定された計画の実現に向けて取り組む際に必要な予算について、地方の要望を聴き取り必要な額を地方財政措置すること。

農地中間管理事業については、農業経営基盤強化促進法改正により利用権設定等促進事業が廃止され、農地中間管理機構の農地貸借が大幅に増加していることから、今後も安定した制度運営が継続できるよう必要な経費を全額国費で予算措置すること。

さらに、賃借料に係る未収金の増加も予測されるため、賃借料に係る保証制度、未収金の一時的立替費用に対する無利子貸付け、貸倒引当金への補助など、農地中間管理機構が抱える未収金リスクを軽減・解消するための支援策を講ずるとともに、これに必要な予算を確保すること。

#### (7) 高温・渇水への中長期的な対応策に係る支援の拡充

オ 水稻斑点米カメムシ類に対する被害防止対策の地域の防除実情に応じた支援の拡充

## 5 脱炭素社会の実現とエネルギー政策の推進等

関西広域連合及び構成団体等においては、これまでも地域の特性や状況等に応じて、様々な工夫を凝らしつつ、省エネの推進、再生可能エネルギーの導入促進、関連産業技術の開発・普及等に取り組んできたところである。

関西広域連合は、“関西における望ましいエネルギー社会”の実現に向け、構成団体はもとより、近畿経済産業局や他の地方公共団体、電気事業者、関係団体等との連携と役割分担の下で、低廉で安全かつ安定的な電力供給体制の確立、省エネの推進、地域の状況に応じた再生可能エネルギーの導入促進、関西におけるエネルギー関連技術の活用促進、水素社会の早期実現のために必要な情報収集を行い、地域・需要者の視点に立ち、関係する広域事務とも連携して、効果的な方策の検討、国等への提案、有意義な情報の発信等に取り組んでいる。

また、脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス削減のための広域取組についても進めているところであり、令和3年11月には、「関西脱炭素社会実現宣言」を発出し、大阪・関西万博閉幕後の令和7年11月には「関西脱炭素実現宣言 2.0」を発出した。

国の取組としても、広く国民の理解を得つつ、安全性・安定供給・経済効率性及び環境適合を満たすエネルギー政策、温室効果ガスの排出削減に向けた取組が進められるべきものであることから、その着実な実施に向けて、以下のとおり提案する。

### (1) 脱炭素社会の実現

脱炭素化に向けた国際的な動向を踏まえ、地球温暖化対策に係る次の取組を強力に推進すること。

#### ①脱炭素社会づくりの推進のための枠組みの早期確立

イ 2050年ゼロカーボン宣言し取組を推進する地方公共団体が増加する中、地方公共団体、事業者、NPO等の取組を後押しするため、必要な財源措置を講じること。

また、気候変動適応法で規定された地方公共団体における地域気候変動適応計画の実行や地域気候変動適応センターの運営、地域地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業者及び住民に対する普及啓発活動や広報活動並びに地球温暖化防止活動推進員への活動支援等について、国において十分な財源措置を講じること。

#### ③再生可能エネルギーの最大限の導入

ア 令和8年度予算概算要求で示され、脱炭素先行地域等の後継事業として位置付けられていた「高度化・展開促進事業」を確実に予算化し、地方公共団体が必要とする予算額を確保するなど、地方公共団体が地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入拡大を図るために複数年規模での取組が実施できるよう、十分な財源措置を講じること。

ウ 再生可能エネルギーについては、地域によりそのポテンシャルや活用手法な

どに特性があり、地域の特性に応じて進めていくべきものであるため、以下の取組を早急に進めること。

(ウ) エネルギーの「地産地消」による「地方創生」の観点から、太陽光はもとより、小水力や風力、バイオマスなど、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの活用を促進しつつ、特に導入が進んでいない電源に配慮した戦略的かつきめ細かな価格設定や制度設計など、FIT/FIP 制度の適切な運用・見直しを行うこと。なお、事業用太陽光（地上設置）については、FIT/FIP の支援対象からの廃止も含めた検討がされていることも踏まえ、既存制度の見直しも含め、地域共生型の再エネ普及に向けた適切な支援の具体策を早期に提示すること。

(エ) 太陽光発電事業への適切な法的規制の実行において、国と地方公共団体による緊密な連携のあり方を早期に示すとともに、実効性を確保し、地方公共団体の過度な負担とならないよう、地方支分部局等による支援を行うこと。

#### ④脱炭素社会の実現に向けたエネルギー関連技術の開発等の促進

関西には、エネルギー関連技術（水素・燃料電池、蓄電池、次世代型太陽電池をはじめとする太陽光発電や洋上風力発電、波力発電、海流発電、次世代自動車、スマートグリッド等）を有する企業をはじめ、我が国を代表する先端研究拠点としての大学、研究機関が多数集積していることから、関西のポテンシャルを活用するため、エネルギー関連技術への積極的な投資促進等を図ること。

#### ⑤中小企業のカーボンニュートラル移行への支援

政府の「GX 実現に向けた基本方針」に基づく、成長志向型カーボンプライシング構想を実効性あるものとして実現するためには、CO2 排出量の多い大企業だけでなく中小企業等を含む社会全体で取組を進める必要がある。そのため、構想の具体化に当たっては、中小企業や地方公共団体等、関係者の声を広く聴き、排出量の算定・見える化をはじめサプライチェーンの脱炭素化に向けた支援等を行うとともに、事業者の負担軽減に十分配慮すること。

### (4) エネルギー政策の推進

#### ③水素社会の早期実現に向けた水素インフラの整備等の推進

広範な産業が集積し、物流網の要衝としても大きなエネルギー需要を擁する関西において、水素等の大規模な供給と需要を創出する施策を集中的に展開し、水素の社会実装を加速させることが重要である。社会実装の加速は、水素等の先進技術が実証・披露された大阪・関西万博のレガシーの継承としてもふさわしいことから、関西から「水素社会」の実現を図ること。

このため、令和5年6月に改定された「水素基本戦略」や令和6年10月に施行された「水素社会推進法」等に基づき、水素コストの低減に資する国際的な水素等サプライチェーンの構築及び大規模供給拠点の整備支援と価格差支援、水素発電の商用化、荷役・貯蔵設備等の水素等供給設備の技術開発、商用車を含むFCV等の導入支

援策及び物流需要等に適合した充填ステーションの整備促進、燃料電池フォークリフトなどの水素アプリケーションの普及や多用途展開、大規模な水素利活用に向けて必要な保安規制の速やかな合理化・適正化、需要創出に向けた技術開発や導入支援強化、地域での再生可能エネルギー由来の CO2 フリー水素や副生水素の利活用拡大など、積極的な導入促進施策等を講じること。

また、2030 年以降に供給事業開始となる、いわゆるセカンドムーバー以降のサプライチェーン構築に対する支援施策も明確化し、2040 年の水素導入目標達成の道筋を明らかにすること。

加えて、以下についても推進すること。

イ モビリティ向け水素の既存燃料との価格差への支援や、価格低減に必要な技術開発への支援、メンテナンス及びリース関連費用の支援、車両導入へのインセンティブ付与など、FC 商用車の普及促進施策を強化すること。また、「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」について、「中核地方公共団体」への追加的支援策を拡充するとともに、更なる導入促進に向け、「中核地方公共団体」の追加選定や、追加的支援策の適用地域の拡大などを図ること。さらに、車両メーカーに対し、計画通り車両を供給するよう強く働きかけること。

### Ⅲ その他関西の重要課題

#### 2 大阪・関西万博開催の効果を関西全体に波及させるための取組の支援等

##### (3) 空飛ぶクルマの商用運航実現に向けた支援

万博が開催された関西において、空飛ぶクルマの商用運航をいち早く実現するためには、多様な事業者が参画し、広域での運航ネットワークの構築につながるパーティポートの設置をはじめとした事業環境の整備が不可欠である。

そのため、とりわけ機体数が限られる導入初期に先行して整備を進める事業者に対し、財政支援を行うこと。また、様々な形態のパーティポート設置のための関係法令との整合性を図るとともに、国際基準化の動向を踏まえた離着陸場整備の基準策定を進めること。併せて、商用運航の拡大を見据えた運航管理に関する仕組みが確実に構築されるよう支援を行うとともに、必要な規程整備等を行うこと。

##### (4) 関西の東西軸の連携によるポスト万博シティの推進

ポスト万博シティに位置付けられている「けいはんな学研都市」では、第 5 期ステージプランを策定し、令和 8 年度からの 10 年間で研究開発力の更なる強化を目指している。

播磨地域から夢洲、けいはんなを通過して湖南地域を結ぶ関西の東西軸において、研究・開発拠点間の連携強化を図り、同都市を起点に関西経済の成長に寄与できるよう、制度・技術・財政面から支援を行うこと。